

第5号

*Super
Highway*

JR東労組バス関東本部

発行日
2012. 7. 14

スーパーハイウェイ

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：東河 彰
東京都渋谷区代々木2-2-6
J R 新宿ビル13F
Tel03-3375-5076 (NTT)

2012年7月13日・バス関東本部申1号

「関越道ツアーバス衝突事故を踏 まえた安全確保に関する申し入れ」

おこなう！！

4月29日早朝に発生した関越道でのツアーバス史上最悪の事故。事故詳細と企画した旅行会社の丸投げ体質、運行したバス事業者の杜撰な運行管理体制も明らかに。国土交通省も「高速ツアーバス等の過労防止のための検討会」を開催し、夜間における走行距離の上限、連続運転時間の制限を検討し緊急対策として一定の指針を示しています。利用者の安全はもとより、同じ運輸労働者としてバスに乗務する東労組組合員と、バス業界トップレベルの安全第一主義を維持し、他事業者の見本となる安全管理体制を確立するため申し入れ。

1. 運行管理者（管理者）に対して、協定協約、議事録確認、改善基準等について習熟させ、異常時対応はもとより、協定協約、改善基準順守を徹底させること。
2. 夜行便乗務距離の上限は、概ね実車距離400キロとしているが、乗務距離とすること。
3. 連続運転時間は2時間までとし、20分ずつの休息を入れること。また休息時間は改札時間や人数確認等の時間は休息とせず、乗務員が十分に休息できる時間とすること。
4. 1日の休息時間は改善基準により継続して8時間以上と定められているが在宅時間と安全確保を拡大する観点から11時間以上とすること。
5. 身体に疲労を蓄積させないためにも、変形労働ではあるが、循環交番のもとに7日に1日は休日を入れること。
6. 事故を未然に防止するため車線逸脱注意喚起装置、運転意識低下注意喚起装置および衝突軽減自動ブレーキ装置等の安全装置を配備すること。
7. 繁忙期輸送に関しては、予測できる渋滞遅延等に対して万全を期すこと。
8. 東京支店の宿泊施設については、しっかり睡眠を取れるように部屋ごとのエアコンを完備すること。
9. 社員化前の契約社員によるヒューマンエラーにより、社員登用が遅れることのないようにすること。
10. 安全レベルの低下と新たな運賃競争が発生するため、新たな管理の受委託制度が確立されたとしても、バス関東会社では制度の導入はしないこと。
11. 新たな高速バス制度の確立を見据えた、東京・新宿駅等の主要バスターミナルに関する会社の考え方を明らかにすること。
12. お客様が選択する指針となるため、貸切バス事業者安全性評価認定制度（SAFETY BUS）の認定を取得すること。